

## 挙子業における詩：元初の科挙停止と江南における 作詩熱の勃興

奥野，新太郎  
九州大学大学院博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/19665>

---

出版情報：中国文学論集. 39, pp. 58-72, 2010-12-25. 九州大学中国文学会  
バージョン：  
権利関係：

## 挙子業における詩

——元初の科挙停止と江南における作詩熱の勃興——

奥野 新太郎

### 一 問題の所在

元代を代表する文人歐陽玄（一二七三～一三五八）に次のような発言がある。

宋訖、科舉廢、士多學詩。而前五十年、所傳士大夫詩、多未脫時文故習。聖元科詔頒、士亦未嘗廢詩學、而詩皆趨於雅正。舊謂學子詩易似時文、正未然也。（『圭齋文集』〔四部叢刊初編〕卷八「李宏謨詩序」）

宋訖はり、科挙廢され、士の詩を学ぶこと多し。而れども前五十年、伝ふる所の士大夫の詩、未だ時文の故習を脱せざること多し。聖元科詔頒かたるも、士は亦た未だ嘗て詩學を廢せず、而して詩皆な雅正に趨る。旧より挙子の詩は時文に似易しと謂ふも、正に未だ然らざるなり。

宋が滅び、科挙が廢止されると、士人達は多く詩を学んだという。これは主に江南の状況を述べたものと考えられるが、ここには、宋滅亡後、すなわち元初には詩を作ることが盛んであったことと、そこに科挙の停止が関わっていたことが述べられている。そしてかかる言説は実は歐陽玄のみにとどまらない。例えば「於是廢科舉十二年矣、而詩愈昌（是に於て科挙を廢すること十二年、而れども詩愈よ昌んなり）」（劉辰翁「一二三二～九七」）『須溪集』〔文淵閣四庫全書〕卷六「程楚翁詩序」、「場屋既廢、爲詩者乃更加多（場屋既に廢さるるも、詩を爲る者乃ち更に加す多し）」（牟獻「一二二七～一三一」）『牟氏陵陽集』〔文淵閣四庫全書〕卷十三「唐月心詩序」等の如くである。これららの発言はいずれも科挙の停止と作詩熱の勃興を関連付けたものである。また劉壎（一二四〇～一三一九）は作

詩に限定したものではないが、「今幸科目廢、時文無用、是殆天賜讀書歲月矣（今幸ひにも科目廢され、時文の無用なるは、是れ殆ど天の讀書の歲月を賜ひしなり）」（『水雲村稿』〔文淵閣四庫全書〕卷十一「答友人論時文書」）と述べ、科挙の停止を學問にとつての幸いと捉えている。このような元人の發言を我々は如何に理解したらよいであろうか。これらの發言の真意を理解するためには、当時の科挙或いは挙子業における詩の在り方が如何なるものであつたかということを明らかにする必要がある。何となれば、そこにこそ作詩熱の勃興と科挙の停止を関連付けるこれら元人の言説の真意を知る鍵が隠されていると考えられるからである。

モンゴルは一二三四年に金朝を、一二七六年には南宋を滅ぼした。以後、仁宗アユルバルワダによる再開まで、北中国では約八〇年間、南中国では約四〇年間にわたり科挙は停止される。元代は、隋代に創設され清の光緒三一年（一九〇五）に廢止されるまで旧中国の社会の中で重要な役割を担ってきた科挙が、唯一長期的に停止された時代である。また、科挙制度が文学に与えた影響について考える上でも、科挙が停止された元代はユニークな時代であると言える。元代の科挙と文学について、例えば科挙の停止によつて官途を閉ざされた文人達が抑圧されたエネルギーのはげ口として雑劇の制作に力を注いだというのは、しばしば語られるところである。そして、元代では科目から除外された詩に関して、吉川幸次郎氏に次のような指摘がある。

世紀の末、蒙古による征服は、この情勢（市民による詩の盛況―引用者）に打撃を与えるよりも、むしろ情勢を促進した。まず「科挙」の停止、それは漢人の政治参与への抑制を、宣言するものであった。市民たちは、精力と憤懣のはげ口を、二つの方向に求めたと思われる。都市の商業の発達したこの地方（南中国―引用者）としては、その方向への活動も、はげ口の一つであつたであろうが、いま一つの重要な方向は、文学、ことに詩へのそれであつた。

おなじような現象は、世紀の前半、金がほろびたのちの北中国にもおこっている。そこでは失職した文化人が、新しいジャンルである戯曲の制作に従事し、閔漢卿、馬致遠、白仁甫らを先頭とする「雑劇」を生み、中国はじめての虚構の文学の盛況を見たことは、かつて私が「元雑劇研究」で詳説したごとくである。

しかし南方では、状態がことなつていた。南方は北方よりも、伝統的な文学の根が強かつたことを、おもな

原因とするであろうが、非伝統の虚構の文学が、ただちに盛況を見ることは、なかった。まず精力のはけ口となつたのは、詩であつた。<sup>(4)</sup>

吉川氏に拠れば、南方では科挙の停止によって政治への参加を制限された文人達が、その憤懣のはけ口を詩に求めたという。また査洪徳氏には次のような指摘がある。

南方詩壇の繁榮、除了社會政治的因素外、文化方面的影響也不可忽視的、這一時期對理學文學觀的批判和科舉的廢止、帶來了詩文觀念的變革和詩文創作的大解放。<sup>(5)</sup>

南方の詩壇の隆盛については、社会的・政治的な要因の他、文化の方面における影響も無視できない。この時期の理學的文学観への批判と科挙の廃止は、詩文觀念の變革と、詩文創作における大いなる解放をもたらした。ここには詩を「末技」として退けた道学への反撥に加えて、科挙の停止が詩文創作に「解放」をもたらしたことが指摘される。精力と憤懣のはけ口、解放——これら先人の指摘を検証するためにも、挙子業における詩の在り方とは如何なるものであり、そして、科挙の停止は元代の詩において如何なる意味を持ったのかについて詳細に検討されねばならない。そこで本稿ではかかる問題についての考察を通して、冒頭に挙げた元人の発言の真意を探ってみたい。

## 二 科挙の停止とその再開 —— 詩賦をめぐって ——

金朝を滅ぼした後、太宗オゴデイは戊戌の選試（一二三八年）を実施したが、この試験は恒常的な制度としては確立しなかつた。<sup>(6)</sup>以後、歴代のモンゴル皇帝のもと、科挙に関する義論は絶えず継続されてきたが、実施には至らず、その正式な再開はアユルバルワダの時代を待たねばならない。『元史』選挙志に次のように言う。

至仁宗皇慶二年十月、中書省臣奏、「科舉事、世祖・裕宗累嘗命行、成宗・武宗尋亦有旨、今不以聞、恐或有沮其事者。夫取士之法、經學實修己治人之道、詞賦乃摘章繪句之學、自隋唐以來、取人專尚詞賦、故士習浮華。今臣等所擬將律賦・省題詩・小義皆不用、專立德行明經科、以此取士、庶可得人。」帝然之。（卷八一）

仁宗皇慶二年（一三三三）十月に至り、中書省臣奏すらく、「科挙の事、世祖・裕宗累りに嘗て命じて行はしめんとし、成宗・武宗も尋いで亦た旨有るも、今以て聞せざるは、恐らくは或いは其の事を沮む者有ればなり。夫れ士を取るの法、經学は実に己を修め人を治むるの道にして、詞賦は乃ち章を擣き句を絵るの学なり、隋唐より以来、人を取るに専ら詞賦のみを尚び、故に士習浮華なり。今臣等の律賦・省題詩・小義を將て皆な用るずして、専ら德行明經の科のみを立つるを擬する所、此を以て士を取れば、人を得べきに庶し」と。帝之れを然りとす。

ここには重要な事柄が述べられている。すなわち、元朝の科挙では従来のような詞賦（詩賦）、つまり韻文の重視をやめるべきだということである。科挙における詩賦の存廃については古くから義論されており、それは元代においても同様であった。実は、科挙における詩賦の廃止はクビライの頃にすでにほぼ決まっていた。『元史』選舉志に見える至元二十一年（一二八四）に係る記事に、次のように言う。

十一月、中書省臣奏、皆以爲天下習儒者少、而由刀筆吏得官者多。帝曰、「將若之何。」對曰、「惟貢舉取士爲便。凡蒙古之士及儒史・陰陽・醫術、皆令試舉、則用心爲學矣。」帝可其奏。繼而許衡亦議學校科舉之法、罷詩賦、重經學、定爲新制。事雖未及行、而選舉之制已立。（卷八二）

十一月、中書省臣奏するに、皆な以て天下の儒を習ふ者少なくして、刀筆の吏由り官を得る者多しと爲す。帝曰く、「將に之れを若何せん」とす。對へて曰く、「惟だ貢舉して士を取るを便と爲すのみ。凡そ蒙古の士及び儒史・陰陽・醫術、皆な試みて挙ぐれば、則ち心を用ゐて学を爲さん」と。帝其の奏を可とす。繼いで許衡も亦た學校科挙の法を議して、詩賦を罷め、經学を重んじ、定めて新制と爲す。事の未だ行ふに及ばざると雖も、選舉の制已に立てり。

許衡（一二〇九〜八一）による學校科挙の法は至元十八年（一二八一）以前のものに違いないが、この記事に拠れば、少なくとも至元二十一年までには詩賦の廃止と經学の重視は元朝の科挙の基本方針として定まっていたようである。そして、アユルバルワダによって下された科挙再開の詔には次のように言う。

惟我祖宗以神武定天下、世祖皇帝設官分職、徵用儒雅、崇學校爲育材之地、議科學爲取士之方、規模宏遠矣。

朕以眇躬、獲承不祚、繼志述事、祖訓是式。若稽三代以來、取士各有科目、要其本末、舉人宜以德行為首、試藝則以經術爲先、詞章次之。浮華過實、朕所不取。(『元史』卷八一、選舉志)

惟れ我が祖宗神武を以て天下を定め、世祖皇帝官を設け職を分かち、儒雅を徵用し、學校を崇びて育材の地と爲し、科挙を議して取士の方と爲すは、規模宏遠なるかな。朕眇躬を以て、不おほいなる祚さいはひを承くるを獲え、志を繼つづぎて事を述べ、祖訓是れ式のつとらん。若すなはち三代以來を稽かんがふるに、士を取るに各おのの科目有り、其の本末を要つづむれば、人を舉ぐるに宜しく德行を以て首と爲し、芸を試みるに則ち經術を以て先と爲し、詞章は之れに次ぐべし。浮華の実に過ぎたるは、朕の取らざる所なり。

ここに、元朝の科挙では詩賦よりも經学や德行を重んじる旨が正式に宣言され、再開後の科目から詩は消えた。<sup>(9)</sup> 元代の科挙は、唐制を繼承してきた従来の制度が道学の導入によつて大きな変化を遂げた科挙史上の転換点であるが、科挙と詩との関係においてもまさに転換点であつた。

### 三 挙子業における詩 —— 北中国の場合 ——

宋金元代の資料を読むと、挙子業と詩との関係について興味深い意見が当時存在したことに気付く。すなわち、詩への取り組みを挙子業が阻害するというものである。以下、北中国と南中国におけるその実態を検証する。まず北中国についてである。初期のモンゴルの国家制度は主に金朝のそれを参照しており、故に科挙についても金朝の状況を確認しておく必要がある。金朝は天会元年(一一二三)に科挙を開始し、同五年(一一二七)に南北選を制定(翌年実施)。南北選では北人に詞賦を、南人には經義、詞賦、策論を課したが、天眷元年(一一三八)、南北兩選ともに科目が經義と詞賦に統一。さらに天徳三年(一一五〇)、海陵王によつて南北選は廃止され、經義も罷め、詞賦のみに一本化する。<sup>(10)</sup> 以後大定二八年(一一八八)に經義科を復活するも、科挙において詞賦を重視する傾向は金末まで続いた。『扁潜志』(崔文印点校、元明史料筆記叢刊、中華書局、一九八三年)卷八に言う。

金朝取士、止以詞賦爲重、故士人往往不暇讀書爲他文。嘗聞先進故老見子弟輩讀蘇黃詩、輒怒斥、故學子止工

於律賦、問之他文則懵然不知。問有登第後始讀書爲文者、諸名士是也。

金朝士を取るに、止だ詞賦のみを以て重きと爲し、故に士人は往往にして書を読みて他文を爲るに暇あらず。嘗て聞くならく先進故老子弟の輩の蘇(軾)黄(庭堅)の詩を読むを見るや、輒ち怒りて斥く、故に学子は止だ律賦に工みなるのみにして、之れに他文を問へば則ち懵然として知らず。問ま登第して後に始めて書を読みて文を爲る者有り、諸名士是れなり、と。

文中の「詞賦」はここでは律賦を指すが、この記事に拠れば、金朝では、士人達は受験に必要な律賦以外の文章については殆ど学ばないという状況を呈しており、それらの文章については合格後に取り組むといった様子であったという。そして、この風潮は詩への取り組みにも影響を与えていた。

好問十四五、先人令陵川時、從先生學舉業。先生教之曰、「今人賦學以速售爲功、六經百氏分磔綴緝外、或篇題句讀之不知。幸而得之、不免爲庸人、况一敗塗地者乎。」又曰、「讀書不爲藝文、選官不爲利養、唯通人能之。」又曰、「今世仕宦多用貪墨敗官、皆苦于飢凍、不能自堅者耳。男子生世、不耐飢寒、則雖小事不能成。子試以吾言求之。」先生工于詩、時命好問屬和。或言、「令之子欲就科舉、詩非所急、將無徒費日力耶？」先生曰、「君自不知所以。教之作詩、正欲渠不爲舉子耳。」(『中州集』〔四部叢刊初編〕卷九「郝天挺小伝」)

好問十四五にして、先人の陵川に令たりし時、先生(郝天挺)に従ひ挙業を学ぶ。先生之れに教へて曰く、「今人の賦學は速售を以て功と爲し、六經は百氏の分磔して綴緝するの外、或いは篇題句讀を之れ知らず。幸ひにして之れを得るも、庸人を爲るを免れず、况や一敗地に塗るる者をや」と。又た曰く、「書を読みて芸文を爲さず、官に選ばれて利養を爲さざるは、唯だ通人のみ之れを能くす」と。又た曰く、「今世の仕宦の貪墨を用て官を敗るもの多きは、皆な飢寒に苦しみ、自ら堅かる能はざる者なるのみ。男子世に生まるるも、飢寒に耐へざれば、則ち小事と雖も成す能はず。子試みに吾が言を以て之れを求めよ」と。先生詩に工みにして、時に好問に命じて屬和せしむ。或るひと言ふ、「令の子(元好問)科挙に就かんと欲するに、詩は急く所に非ざれば、將に徒らに日力を費やすこと無からんとするか」と。先生曰く、「君おのづか自ら所以を知らざるなり。之れに作詩を教ふるは、正に渠の挙子と爲らざることを欲すればなるのみ」と。

金を代表する詩人元好問（一一九〇—一二五七）は郝天挺に師事して挙子業を学んでいたが、郝天挺は当時の挙子業に対して否定的な見解を持っていた。注目すべきは、挙子業に対して批判的態度を有していた郝天挺が、元好問に詩を教えていたという事実である。そしてさらに重要なのは、この郝天挺の教育に対する当時の人の「詩は急ぎ学ぶべきものではないのだから、（詩を教えることは）時間の無駄ではないか」という問いかけである。そしてこれに対して郝天挺は、「私が元好問に作詩を教えるのは、彼に挙子となつてほしくないからなのだ」と答えている。ここに、当時の北方での挙子業における詩の在り方を窺い知ることができる。すなわち、詩を学ぶことを挙子業の妨げとする考え方が当時存在したのである。なお元好問の科挙及第は三二歳の時である。彼の科挙合格前の詩に「無端學術與時背、如瞽失相徒俛俛<sup>①</sup>（端無くも學術は時と背き、瞽の相を失ひて徒らに俛俛たるが如し）」とあるように、かかる郝天挺の指導は、元好問をして科挙合格を遅からしめたのである。

また、次の記事はどうであろうか。先に引いた『帰潜志』巻八の記事の続きの部分である。

南渡以來、士人多爲古學、以著文作詩相高。然舊日專爲科舉之學者疾之爲仇讐、若分爲兩途互相詆譏。其作詩文者目舉子爲科舉之學、爲科舉之學者指文士爲任子弟、笑其不工科舉。殊不知國家初設科舉用四篇文字本取全才。蓋賦以擇制誥之才、詩以取風騷之旨、策以究經濟之業、論以考識鑑之方。四者俱工、其人材爲何如也。而學者不知、狃於習俗、止力爲律賦、至於詩・策・論俱不留心。其弊基於爲有司者止考賦、而不究詩・策・論也。南渡（一一二四）以來、士人の古學を爲び、文を著し詩を作るを以て相ひ高しとすること多し。然れども旧日専ら科挙の学を爲す者は之れを疾みて仇讐と爲し、分かちて兩途と爲すが若くして互ひに相ひ詆譏する。其の詩文を作る者は挙子を目して科挙の学と爲し、科挙の学を爲す者は文士を指して任子弟と爲し、其の科挙に工みならざるを笑ふ。殊に国家の初めて科挙を設くるに四篇の文字（賦詩策論）を用ゐるは本より全才を取らんとすればなるを知らざるなり。蓋し賦は以て制誥の才を択び、詩は以て風騷の旨を取り、策は以て經濟の業を究め、論は以て識鑑の方を考ふるなり。四者俱に工みなれば、其の人材や何如と爲すや。而れども学ぶ者は知らずして、習俗に狃ひ、止だ力めて律賦を爲すのみにして、詩・策・論に至りては俱に心に留めず。其の弊は有司と爲る者の止だ賦を考ふるのみにして、詩・策・論を究めざるに基づくなり。



貞祐の南渡以降、金代文学がにわかに盛況を見せたことはよく知られるが、この記事に拠れば、それでも科挙は無関係ではなかった。南渡以来、旧来通り挙子業に励む者達の他に、古学を学び、詩文の制作に打ち込む者達が現れ、彼らは二分化の様相を呈し、互いにそりあつたという。また、律賦を重視するあまり、それ以外の文体の採点が甚だしい加減であつたことも、受験生が作詩をないがしろにする所以であつた。ここで注目すべきは、挙子業に励むことと詩文に打ち込むことが相容れぬものとして対立していたことである。先の元好問の話と併せて考えると、金朝後期は挙子業において詩を学ぶことは重視されておらず、むしろ、詩に専心することは挙子業を放棄する立場となり得たことがわかる。次の楊奐（一一八六～一二五五）の神道碑にはそのことがより直接的に述べられている。

泰和大安間、入仕者惟擧選爲貴科、榮路所在、人爭走之。程文之外、翰墨雜體、悉指爲無用之技。尤諱作詩、謂其害賦律尤甚。至于經爲通儒、文爲名家、不過翰苑六七公而已。君授學之後、其自望者不碌碌。舉業既成、乃以餘力作爲詩文、下筆即有可觀。（『遺山先生文集』卷二三「故河南路課稅所長官兼廉訪使楊君神道之碑」）

泰和（一一〇一～一〇八）大安（一二〇九～一一）の間、入仕する者の惟だ挙選のみを貴科と爲すは、榮路の在る所にして、人争ひて之れに走ればなり。程文の外、翰墨の雜體、悉く指して無用の技と爲す。尤も作詩を諱むは、謂へらく其の賦律を害すること尤も甚しければなり。經もて通儒と爲り、文もて名家と爲るに至りては、翰苑の六七公に過ぎざるのみ。君（楊奐）授學の後、其の自ら望む者は碌碌ならず。挙業既に成りて、乃ち余力を以て詩文を作爲り、筆を下せば即ち觀るべき有り。

ここに見える、挙子業において、程文（試験の解答）に必要なない諸文体の中、律賦の格律を学ぶ上で作詩が最も有害なものとして避けられていたという証言には驚かざるを得ない。もっぱら辞賦のみを尊重する科挙制度の中にあつては、詩は「余力」を以てようやく取り組むものであつた。金朝では挙子業において作詩はかくも軽視されていたのである。

なお、安部健夫氏がかつて指摘したように、金滅亡後の北方においては、金朝の旧に倣い詞賦を重んずる「文章派」と、道学を重んずる「德行派」という二つの知識人集団が存在し、科挙の施行についても意見が対立していた（前者は賛成、後者は反対）。北中国における科挙の停止と文学について考える場合、かかる知識人集団の動きに加

え、先述の南渡後の文学の隆盛や、趙秉文等当時の文壇の指導者達による科挙改革や文学活動等を踏まえた上で慎重に論じなければならぬが、このことについては今後の課題とし、ここではひとまずモンゴルがモデルとした前王朝である金朝の科挙の実態として、挙子業における詩の軽視が存在したことを指摘しておく。

#### 四 挙子業における詩 —— 南中国の場合 ——

黄庚（一二六〇～一三二八？）「月屋漫稿自序」に次のように言う。

僕自齟齬時讀父書、承師訓、惟知習舉子業、何暇爲推敲之詩、作間散之文哉。自科目不行、始得脫履場屋、放浪湖海、凡平生豪放之氣、盡發而爲詩文、且歷攷古人沿襲之流弊、脫然若醜雞之出甕天、坎蛙之蹄涔而遊江湖也、遂得率意爲之。惟吟詠情性、講明禮義、辭達而已、工拙何暇計也。（『月屋漫稿』〔文淵閣四庫全書〕卷首）

僕齟齬の時より父の書を読み、師の訓を承くるも、惟だ挙子業を習ふことを知るのみにして、何ぞ推敲の詩を爲り、間散の文を作るに暇あらんや。科目行はれずしてより、始めて場屋を脱履し、湖海を放浪し、凡そ平生豪放の氣、尽く発して詩文を爲るを得たり。且し古人の沿襲せる流弊を歴攷すれば、脱然たること醜雞の甕天より出で、坎蛙の蹄涔よりして江湖に遊ぶが若くして、遂に意に率ひて之れを爲るを得たり。惟だ情性を吟詠し、礼義を講明し、辞は達するのみなれば、工拙何ぞ計るに暇あらん。

黄庚は幼少より挙子業を学んでいたが、その頃は一文字一文字を追求して詩を作ったり、心のままに自由に文章を綴ったりすることはできなかった。だが科挙が行われなくなり、初めて各地を遊覧し、心のままに存分に詩文を作ることができるようになった。それはまさに酒壺中の虫が壺外に飛び出し、井中の蛙が大海に飛び出すかの如き解放感であったという。ここでは「辭達而已」、作者の考えや思いが伝わりさえすれば巧拙などは顧みる所ではなかった。「何暇爲推敲之詩」という言葉からは、彼らにとつての挙子業における作詩の占める位置が窺い知れよう。

また戴表元（一二四四～一三二〇）『剡源戴先生文集』（四部叢刊初編）卷九「陳晦父詩序」には次のようにある。

世多言唐人能攻詩、豈惟唐人。自劉項二曹父子起兵間、即皆能之、無問文士。至唐人乃設此以備科目、人不能

詩、自無以行其名、故不得不攻耳。近世汴梁江浙諸公既不以名取人、詩事幾廢、人不攻詩、不害爲通儒。余猶記與陳晦父昆弟爲兒童時、持筆彙出里門、所見名卿大夫、十有八九出於場屋科擧。其得之之道、非明經則詞賦、固無有以詩進者、間有一二以詩進、謂之雜流、人不齒錄。惟天台閩風舒東野、及余數人輩、而成進士早、得以間暇習之、然亦自以不切之務、每遇情思感動、吟哦成章、即私藏箱笥、不敢以傳諸人。譬之方士燒丹鍊氣、單門秘訣、雖甚珍惜、往往非人間所通愛。久之、科擧場屋之弊俱革、詩始大出。

世に唐人の能く詩を攻むるを言ふこと多けれども、豈に惟だ唐人のみならんや。劉(邦)項(羽)二曹父子(曹操、曹丕)兵間に起ると自も、即ち皆な之れを能くすれば、文士を問ふ無し。唐人に至りては乃ち此を設けて以て科目に備へ、人は詩する能はざれば、自ら以て其の名を行はしむる無く、故に攻めざるを得ざるのみ。近世汴梁江浙の諸公既に名を以て人を取らざれば、詩事は幾ど廢れ、人は詩を攻めざるも、通儒と爲るを害せず。余猶ほ記すに陳晦父の昆弟と与に兒童爲りし時、筆彙を持ちて里門より出づれば、見ゆる所の名卿大夫、十に八九は場屋科擧に出づる有り。其の之れを得たるの道、明經に非ざれば則ち詞賦なり、固より詩を以て進む者有る無く、間ま一二の詩を以て進むる有るも、之れを雜流と謂ひ、人は齒録せず。惟だ天台の閩風舒東野(岳祥)、及び余數人の輩、進士と成ること早ければ、間暇を以て之れを習ふを得たり、然れども亦た自ら不切の務たるを以て、情思の感動し、吟哦し章を成すに遇ふ毎に、即ち私かに箱笥に藏し、敢へて以て諸人に伝へず。之れを譬ふるに方士の燒丹鍊氣、單門の秘訣の、甚だ珍惜すると雖も、往往にして人間の通愛する所に非ざるがごとし。之れを久しくして、科擧場屋の弊俱に革まり、詩始めて大いに出づ。

文中の舒岳祥(一一一九〜九八)は宝祐二年(一二五六)の進士であり、ここに記される状況は宋末のものとしてよい。この文章に拠れば、文学の名声が科擧合格を大きく左右した唐代では、受験に際して己の名声を高めるため詩に熱心に取り組む者が多くいたが、近年はかかる風潮も無くなり、詩で名声を得ることが科擧受験で大きな意味を持たなくなった。そこで合格を目指す者達は詩に熱心に取り組まず、またそれが高く評価されることもなかったという。舒岳祥等が合格後によりやく閑暇を以て詩に精を出し始めたものの、それを「不切の務」と見なしていたという指摘は重要である。合格後ですらかかる状況であったならば、合格前の擧子業に励む段階においては、先

の黄庚の例に鑑みて尚更であつたであろう。元好問のエピソードの中でも挙子業において詩は「急く所に非」ざるものとされてきた。すなわち、南北において、挙子業のために作詩がないがしろにされるといふ情況が当時存在したのである。多くの士人達が心血を注いだ挙子業において、詩はかくも軽視されていた。南宋後期、詩は修身に無益な「末技」として道学者らに排斥されたが、挙子業においてもその比重は低かつたようである。

また、この文章にはさらに重要な問題が含まれている。唐詩が科挙制度を背景として繁栄したのに対し、宋代では何故かかる事態が生じたのだろうか。そこには兩朝の科挙制度における決定的な違いが関連していると考えられる。すなわち行卷（公卷）の有無である。行卷とは科挙受験者があらかじめ自作の詩文を有力者や試験官に献上し、文学の能力をアピールして己の声望を高めるといふ、科挙受験の事前運動のことである。唐代文学の発展がこの行卷を抜きにしては語れないことはすでに先人によつて論じられており、文中の「人不能詩……」もこのことを指摘するものである。この風習は宋代になると糊名法・謄録法の制定施行を経て、慶曆元年（一〇四一）に廃止される。「近世汴梁江浙諸公既不以名取人、詩事幾廢、人不攻詩」とは、かかる制度上の変化に伴い詩への取り組みも変化したことを述べるものに他ならない。

「さらに、同じく戴表元の『張君信詩序』（『剡源戴先生文集』卷八）には次のように言う。

君信雖精詞賦、遇大進取、輒不利。然亦數數爲詩。嘗以贄見其鄉先生陳性善學士。陳學士戲曰、「子欲持是上春官乎。」君信慚之、棄其詩、復專攻詞賦、而科舉廢矣。於是君信若慍若狂、始放意爲詩、不復如前卻行顧忌。

（張）君信詞賦に精にして、また遇ま大いに進取すると雖も、輒ち利あらず。然るに亦た数数たびたび詩を爲る。嘗て贄を以て其の郷先生陳性善學士に見ゆ。陳學士戯れて曰く、「子是を持ちて春官に上らんと欲するか」と。君信之れを慚ち、其の詩を棄て、復た専ら詞賦のみを攻むるも、而れども科挙廢さる。是に於て君信慍むが若く狂ふが若くして、始めて意を放ちて詩を爲るに、復た前の如く却行顧忌せず。

福建の張君信は詞賦に優れていたが科挙に及第できなかった。ある時平生の詩作を陳性善に見せたところ、「君はその詩を持って科挙に臨むつもりかね」とからかわれ、恥じた張君信はその詩を棄て、以後専ら詞賦のみに励んだという。ここにも挙子業における詩の在り方が示されている。そして、科挙が廢された後、張君信は落胆のあまり

狂いそうになるほどであったが、やがて以前のように躊躇したり遠慮したりすることもなく、存分に詩を作った。孝子業に取り組む間は、存分に詩に作ることは「卻行顧忌」すべきものであったが、科挙の停止がようやくやくそれを可能にしたのである。

## 五 科挙の停止と作詩熱の勃興

詩への取り組みを阻害していた科挙が停止され、その後、江南において作詩熱の勃興というべき現象が生じた。冒頭に挙げた歐陽玄等の発言には、本稿で論じた孝子業と詩との関係がその背景の一つとして存在していた考えられる。三浦秀一氏も論じた如く、当時の士人・文人達の科挙停止に対する反応は様々であったが、かかる作詩熱の勃興もその反応の一つとして、元代文学における注目すべき現象であると言えよう。

さて、以上のように、科挙の停止が元詩に与えた影響について、当時の孝子業における詩の在り方と元初の江南における作詩熱の勃興に着目して論じてきたが、論ずべき問題はこれのみにとどまらない。例えば戴表元の「陳無逸詩序」に次のようにある。

余年二十四五時、識龍泉陳公於杭。自是展轉離合八九年、得間、無不以文字相聞、然未嘗說詩。龍泉公居湖、晚年歸湖、既歿、而余始識湖之秀民奇士能詩者數人。數人皆詩清嚴有法度、竊怪之。蓋雖科舉學廢、人人縱意無所累、然未應頓悟至此。(『剡源戴先生文集』卷八)

余年二十四五の時、龍泉陳公を杭に識る。是より展転離合すること八九年、間を得、文字を以て相ひ聞こえざる無くも、然れども未だ嘗て詩を説かず。龍泉公湖に居り、晩年湖に帰るも、既に歿し、而して余始めて湖の秀民奇士の詩を能くする者數人を識る。數人皆な詩は清嚴にして法度あり、竊かに之れを怪しむ。蓋ぞ科挙の學廢され、人人意を縱にして累らるる所無しと雖も、然れども未だ応じて頓悟せざること此に至らんや。

科挙の學が廢止され、作詩において人々を拘束するものは無くなつたはずだが、と戴表元は言う。科挙の停止は當時の作詩に変化をもたらすべきものであった。その変化について最後に少し触れておきたい。この問題を考える

手掛りとして、掲侯斯（一二七四〜一三四四）「呉清寧文集序」に見える次なる記述が挙げられる。

須溪没一十有七年、學者復靡然棄哀怨而趨和平、科挙之利誘之也。（『掲文安公全集』〔四部叢刊初編〕卷八）  
 須溪歿してより一十有七年、学ぶ者復た靡然として哀怨を棄て和平に趨るは、科挙の利の之れを誘ふなり。

「須溪」とは宋末元初の評点家劉辰翁の号である。彼の評点は「情」の重視を特徴とし、その評点活動は科挙の停止と期を同じくして開始され、当時の文人達から高い評価を得た。掲侯斯の言う「哀怨を棄てて和平に趨る」とは、すなわち詩が挙子業の一環として作られる際に失われるものが「哀怨」に他ならないことを言う。つまり、詩に込められていた哀しみや怨みといった激しい「情」が、科挙が再開され人々が「和平」へと趨った結果失われたというのである。この「和平」とは、ほとぼるる激情を抑え、穏やかでかつ格律に則った作詩を言うものと解してよいだろう。そもそも科挙で課される詩とは、格律を順守し題意に沿った内容であることが要求される。戴表元の言う所の詩を「累しほるものである。然らば、作者の思いや感情を縦に詩に強く込めることは科挙の程式にそぐわず、従つて、かかる詩は挙子業に求められるものではなかつたであろう。黄庚は科挙停止後の自らの詩文創作について「惟吟詠情性」「辭達而已、工拙何暇計也」と述べていたが、これは裏を返せば、「情性」を抑制し、「工拙」を「計」るものが挙子業で求められる作詩であつたと考えることができるのではないか。戴表元の言う所の「清嚴」にして「法度」の有る詩である。このように考えたとき、思い出されるのは元代の詩学における「情」の重視であろう。元代は詩に「情」を込めることが盛んに主張された時代であり、かかる元詩の趨勢は科挙の停止とも関連するものと考えられる。<sup>(2)</sup>この問題については稿を改めて詳しく考察したい。

注

- (1) 後の再開を踏まえると「停止」と言うべきだが、本稿では資料の表記に従い「廃止」とまま表記する。  
 (2) 元代の科挙についてはすでに多くの研究がある。渡辺健哉「近年の元代科挙研究について」（『集刊東洋学』第九六号、中国文史哲研究会、二〇〇六年）が近年の科挙研究について整理・紹介しているので参照。

- (3) ただしこの説には異論も多い。例えば高橋文治「金末の士風と元曲」(『中国文学報』第三四冊、京都大学文学部中国語学中国文学研究室、一九八二年)には「当時の多くの士人達をして元曲にむかわしめたものは、科挙の廃止をはじめとする新体制の体質が彼等を不遇にしたからではなかったと思われる。また、王朝交替の悲劇が彼等に生活意識の改革をせまったからでもなかったであろう。むしろ彼等は、金朝(特に貞祐の南遷後のそれ)の遺風を忠実になぞり、受け嗣いだのであって、その結果生まれたのが、多くの散曲や雜劇だったのではあるまいか」と述べられる。
- (4) 吉川幸次郎『元明詩概説』(岩波文庫、岩波書店、二〇〇六年再版。初版は一九六三年、中国詩人選集二集二、岩波書店)一〇〇〜一〇一頁。
- (5) 查洪徳『理学背景下的元代文論与詩文』(中華文史新刊、中華書局、二〇〇五年)十五頁。
- (6) 『元史』選舉志に「太宗」九年(一二三七)秋八月、下詔命斷事官朮忽剌與山西東路課稅所長官劉中、歷諸路考試。以論及經義、詞賦分爲三科、作三日程、專治一科、能兼者聽、但以不失文義爲中選。……而當世或以爲非便、事後中止」(卷八一)と。
- (7) 詞賦(詩賦)とは主に科挙で課される韻文(詩と賦)を意味するが、後に見るように主に律賦を指す場合もあり、文脈に従った解釈が必要である。なおここに言う「詞賦」は、『通制条格』卷五所収の直訳体による同上奏文に「詞賦的は吟詩・課賦・作文字的勾當」とあり、やや広い意味で用いられているようである。
- (8) 科挙で詩賦を課することは是非に関する議論の歴史は古く、歐陽脩らによる慶暦年間の科挙改革や、熙寧年間における王安石の科挙改革等、詩賦の重視を見直し、或いは詩賦を課することを実際に罷めた例もある。
- (9) 元朝の科挙では、蒙古・色目人には第一場で経問五条を、第二場で策を課し、漢人・南人には第一場で明経(経疑・経義)、第二場で古賦・詔語・章表より一題、第三場で策を課した(『元史』卷八一、選舉志)。
- (10) 金の科挙については三上次男『金史研究』(三)金代政治・社会の研究(中央公論美術出版、一九七三年)第八「金の科挙制度とその政治的側面」、薛瑞兆『金代科挙』(中国社会科学院出版社、二〇〇四年)を参照。
- (11) 元好問『遺山先生文集』(四部叢刊初編)卷三「雪後招鄰舍主贊子襄飲」。
- (12) 例えば張晶『遼金元詩歌史論』(中国詩歌史論叢書、吉林教育出版社、一九九五年)第二編第六章「南渡詩壇」金詩

的振起」、劉明今『遼金元文学史案』（上海古籍出版社、二〇〇四年）第一篇八「古学之興」、九「金季詩文論辯之学」等を参照。

- (13) 安部健夫「元代知識人と科挙」（『史林』第四二巻第六号、史学研究会、一九五九年。のち同氏『元代史の研究』（創文社、一九七二年）所収）。

- (14) 唐代の行巻については程千帆『唐代進士行巻与文学』（上海古籍出版社、一九八〇年。のち『唐代の科挙と文学』（松岡栄志・町田隆吉訳、凱風社、一九八六年）として邦訳）に詳しい。この風習は宋初まで行なわれたが、宋代については高津孝「宋初行巻考」（『鹿児島大学法文学部紀要人文学科論集』三六、一九九二年）、東英寿『歐陽脩古文研究』（汲古書院、二〇〇三年）上篇「行巻より見た北宋の古文復興」等を参照。

- (15) 前掲程氏著を参照。なお唐代の挙子業における詩の在り方については、例えば白居易「与元九書」（『白氏文集』（四部叢刊初編）巻二八）に「十五六始知有進士、苦節讀書。二十已來、晝課賦、夜課書、間又課詩」とあるように、挙子業そのものの中ではその比重は必ずしも高くはなかったようである。

- (16) 荒木敏一『宋代科挙制度研究』（同朋舎、一九六九年）第一章第三節の二「公卷の廃止」を参照。

- (17) ここでは「詞賦」と「詩」を並立するが、この「詩」とは科挙の程式にとられない詩を指すか。

- (18) なお、科挙の学を否定して文学に専心した人々は科挙停止前からもすでに存在したが、本稿で論じたように、科挙の停止が元初の作詩熱の勃興の大きなきっかけの一つであったことは確かであろう。

- (19) 三浦秀一「元朝南人における科挙と朱子学」（同氏『中国心学の稜線 元朝の知識人と儒道仏三教』所収、研文出版、二〇〇三年）

- (20) 拙稿「劉辰翁の評点活動と元朝初期の文学」（『中国文学論集』第三七号、九州大学中国文学会、二〇〇八年）、同「劉辰翁の評点と「情」（『日本中国学会報』第六二集、日本中国学会、二〇一〇年）を参照。

- (21) 例えば劉辰翁『須溪集』巻六「曾季章家集序」では「詩」自小夫賤隸興寄深厚、後來作者必不能及」と、『詩経』を例に詩に「情」を込めることの重要性を論じつつ、続いて同文中に「科舉興、士能時文而止、而時文亦復狼狽不達」と科挙批判が述べられる。